

◎新潟県告示第692号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和7年7月3日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) 1－（ベンゾ[d][1,3]ジオキソール－5－イル）－2－（シクロヘキシルアミノ）プロパン－1－オン（通称名：Cypu tyl one、N-Cy cl o hex yl me th yl one）及びその塩類
- (2) 2－{2－[（4－エトキシフェニル）メチル]－5－ニトロ－1H－ベンゾ[d]イミダゾール－1－イル}－N－エチルエタン－1－アミン（通称名：N-De se th yl e to ni ta ze ne）及びその塩類
- (3) （8R）－6－アリル－N，N－ジエチル－1－（チオフェン－2－カルボニル）－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキシアミド（通称名：1T－AL－LAD）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第6号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和7年7月4日